

氏名	朝比奈 寛正
学位の種類	博士(社会福祉学)
報告番号	甲第83号
学位記番号	福博第6号
学位授与年月日	平成30年3月20日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
論文題目	アルコール関連問題における専門職とプロシューマーによる協働 ー精神保健福祉士の視点からー Collaboration between Professionals and Prosumer in alcohol related problems -From the Perspective of Psychiatric Social Worker-
主査	教授 杉原 俊二(高知県立大学)
論文審査委員	副査 教授 宮上 多加子(高知県立大学)
	教授 渡邊 浩幸(高知県立大学)
	教授 長澤 紀美子(高知県立大学)

#### 論文内容の要旨

アルコール関連問題対策は、主に医療機関や社会復帰施設等で援助を受けながら、自助グループ（以下、SHG）にも属する回復者（以下、プロシューマー）が専門職と連携していた。近年、プロシューマーと精神保健福祉士（以下、PSW）等の関係は、雇用関係での協働やプロシューマーの専門職化、専門職のみの支援など多様化している。

本研究目的だが、まずはアルコール関連問題対策の歴史的変遷を踏まえ、PSWとプロシューマーによる協働の現状を把握する。次に、PSWとプロシューマーによる協働の成果やメリットのみならず、課題やデメリットも明らかにする。そして、PSWの視点から見た協働の構造から、協働の必要性を示す。

研究方法だが、先行研究の文献検討を行った上で、アルコール関連問題に対する援助経験が5年以上あり、かつ依存症ではないPSW16名に個別の半構造化インタビュー調査を実施した。データ収集過程で、回復者が運営する施設（以下、当事者施設）で働くPSW10名と専門職が運営する施設（以下、専門職施設）で働くPSW10名に分割し、それぞれにKJ法を用いて図解化した。最終的には統合し1枚の図解を作成し叙述化した。

文献検討の結果、PSWとプロシューマーとの協働は実践されているが、PSW側の課題やプロシューマーとの関係性は十分に検証されていない事が分かった。調査の結果、PSWはプロシューマーに最低限の「配慮」をしながら、尊敬と信頼を抱ける「対等」な同僚として認識している事は共通していた。また、プロシューマーが苦手な業務を「専任」している。当事者施設で働くPSWは、利用者への支援以外にも、プロシューマーの育成、さらには施設運営管理といったソーシャルワークが求められる。一方、専門職施設では、PSWはSHGや

当事者性の重要性を認めつつも、組織の一員としての業務遂行能力や社会性等の「調和」を重視しており、SHG だけではなく、専門職によるスーパービジョンや on the job training などを駆使して、業務分担を図っている。

PSW は、プロシューマー達からは必ずしも、特定の高度な専門スキルを求められているわけではない。PSW は、アルコール関連問題に関する知識や支援技術、価値を基盤としながら、個人と環境の関係性に社会資源を活用して働きかけるジェネラリストであることが大切である。よって、PSW がプロシューマーと協働するには、当事者性や専門職性にこだわり過ぎない事である。こだわり過ぎて「協働困難」になった場合、お互いに排他的感情が高まり、「排除」が生じ、進退問題に発展する可能性がある。今後、PSW とプロシューマーは、専門性の向上やプロシューマーの育成、施設運営管理、社会的包摂の理念等の点からも上手く協働することが望ましいと考える。

#### 審査結果の要旨

「アルコール関連問題における専門職とプロシューマーによる協働ー精神保健福祉士の視点からー」は、社会復帰施設において精神保健福祉士（以下、PSW）が、いわゆるアルコール依存症であった回復者で支援者となった人（以下、プロシューマー）と、どのように協働しているかについて PSW の視点をとおして明らかにした博士論文である。

第 1 章では、アルコール関連問題の歴史と、PSW とプロシューマーとの協働は実践について、文献による検討をおこなった。その結果、PSW 側の課題やプロシューマーとの関係性について十分な検証がなされていない事が分かった。

第 2 章と第 3 章では、インタビュー調査による研究をおこなった。調査対象者はアルコール関連問題に対する援助経験が 5 年以上あり、かつアルコール依存症ではない PSW に個別の半構造化インタビュー調査を実施した。調査対象者からスノーボール方式で紹介され、16 人にインタビューを実施した。データ収集と分析の過程で、回復者が運営する施設（以下、当事者施設）のみで働く 6 人と、専門職が運営する施設（以下、専門職施設）のみで働く 6 人のほか、両方での経験がある 4 人がいることが分かった。その 4 人のデータは、当事者施設と専門職施設とが分割できるように工夫をして、わからない場合は電話での確認をもらった。当事者施設と専門職施設でそれぞれ 10 人分のデータとなった。そこで、第 2 章で当事者施設での検討を、第 3 章で専門施設での検討をおこなった。分析方法は、1 人ずつ KJ 法を用いて「A 型図解化」した。そして、10 人分の図解の最終的な「島」の表札と、図解から気がついた事柄から「元ラベル」を作り、最終的には統合した 1 枚の図解を作成した。膨大なデータの中から吟味をして「B 型叙述化」をおこなっている。

第 4 章では、当事者施設と専門職施設での協働の相違について検討し、協働のために必要な要素を明らかにした。そのため、第 2 章と第 3 章のそれぞれ統合した図解の最終的な「表札」に加え、図解から気づいたことから「元ラベル」を作り、それを「A 型図解化」した。その結果、PSW はプロシューマーに最低限の「配慮」をしながら、尊敬と信頼を抱ける

「対等」な同僚として認識している事は共通していた。また、プロシューマーが苦手な業務を「専任」している。当事者施設のPSWは、利用者への支援以外にも、プロシューマーの育成、さらには施設運営管理といったソーシャルワークが求められる。一方、専門職施設のPSWは、SHGや当事者性の重要性を認めつつも、組織の一員としての業務遂行能力や社会性等の「調和」を重視しており、SHGだけではなく、専門職によるスーパービジョンやOJTを駆使して、業務分担を図っている。

PSWは、プロシューマー達からは必ずしも、特定の高度な専門スキルを求められているわけではない。PSWは、アルコール関連問題に関する知識や支援技術、価値を基盤としながら、個人と環境の関係性に社会資源を活用して働きかけるジェネラリストであることが大切である。よって、PSWがプロシューマーと協働するには、当事者性や専門職性にこだわり過ぎない事である。こだわり過ぎて「協働困難」になった場合、お互いに排他的感情が高まり、「排除」が生じ、進退問題に発展する可能性がある。今後、PSWとプロシューマーは、専門性の向上やプロシューマーの育成、施設運営管理、社会的包摂の理念等の点からも上手く協働することが望ましいと考える、との見解が示された。

第5章では、PSWのプロシューマーとの協働と施設管理運営について、さらに考察を加えている。

以上により、本学位審査論文は、学術的創造性や独創的を備え、学位授与の水準を満たしていると考えられた。よって、学位審査委員会は学位申請者 朝比奈 寛正 氏が、博士(社会福祉学)の学位を授与される資格があるものと認める。